# 熊谷市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項 の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和2年8月27日

熊谷市監査委員 三澤 欣一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

## 令和2年度総務部定期監査結果報告書

## 1 監査等の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

## 2 監査等の対象

(1) 対象部局等

総務部 庶務課、職員課、契約課、市民税課、資産税課、納税課

(2) 対象事務

令和元年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

## 3 監査等の着眼点

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とし、監査の着眼点を以下のとおりとした。

- (1) 収入事務 ① 帳票等と現金は突合しているか
  - ② 紛失・盗難のリスクはないか
- (2) 支出事務 ① 必要な手続きは行われているか
  - ② 実績報告は形骸化していないか
  - ③ 補助事業の効果の検証は行われているか
- (3) 契約事務 ① 安易な随意契約を採用していないか
  - ② 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか
  - ③ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 財産管理 ① 台帳と現物の実地照合はされているか
  - ② 返納手続きをせずに処分していないか
  - ③ 備品現在高報告書の記入漏れはないか
- (5) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

## 4 監査等の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

- 5 監査等の実施場所及び期間
  - (1) 実施場所

監査委員事務局、対象課内及び本庁舎303会議室

(2) 監査期間

令和2年5月1日から同年5月27日まで

#### 6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

#### (1) 収入事務

ア 現金出納簿の様式が払出の欄や出納員の確認がないなど、不備が見受けられた。熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課・市民税課・資産税課・納税課】

イ 市民税課、資産税課、納税課で収納した手数料を市民税課に集めてから払い込みを行うことは事務を煩雑にし、事故も憂慮される。熊谷市会計事務規則第7条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【市民税課・資産税課・納税課】

ウ 現金出納や切手の受払に関する帳簿で修正液による修正があった。公文書 の適正な管理を確保するためにも適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課・資産税課】

### (2) 支出事務

ア 旅費支出の根拠となる会議等文書や委託料支出の根拠となる業務完了通知書等の文書収受がなされていない(文書収受簿への記入がない)不備が見受けられた。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課、職員課、契約課、市民税課、資産税課、納税課】

#### (3) 契約事務

ア 備品購入にあたり、仕様書や見積書など起案文書に不備があった。熊谷市 物品の買入れ等に係る随意契約事務取扱要綱に基づき適正な事務処理を行 うべきである。また、文書主任をはじめ、所属員などがチェック機能を果た しながら適正な事務処理を行うべきである。

【資産税課】

#### (4) 財産管理

指摘事項なし

#### (5) その他

ア 起案文書が修正液で修正されている、起案文書に鉛筆書きがある、文書公開の欄があいまいといった事例が見られた。熊谷市文書管理規程第6条に基づき文書主任が適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課、職員課、契約課、市民税課、資産税課、納税課】 イ 死亡者課税について、相続人調査を徹底するなど課税、徴税の担当者が連 携し対応するべきである。

【資産税課・納税課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

#### 7 意見

今回の監査は、平成29年改正地方自治法により策定した「熊谷市監査基準」 (令和2年4月1日施行、以下「新基準」という。)に基づき実施した初めての定 期監査であり、新基準の実施基準であるリスク・コントロールの視点から、内部 統制の制度化に向けて必要な事務処理要領やマニュアル等が整備されているか、 また、それらが十分に機能しているかについても併せて監査を実施した。

改正地方自治法では、都道府県及び指定都市は、令和2年4月1日から内部統制制度の導入が義務付けられているが、それ以外となる本市は努力義務となっているため、現時点では内部統制制度は導入されていない。

前記6の監査結果で指摘した事項は、いずれも各業務の基本的かつ根幹となる 重要な手続きであり、早期に対応策を明文化し、着実に実行に移すことで、本市 の自主的な内部統制の整備及び運用に繋がることを期待するものである。